

第8号
2019年
11月8日

INFINITY

～八王子地本青年部情報～

東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部青年部
発行責任者 神津 良樹
編集責任者 岩上 拓矢
八王子地本HP
「東労組八王子」で検索



〒192-0904 東京都八王子市子安町1-14-15 TEL/053-2725

「時季変更権の乱用による年次有給休暇の失効を許さず適正な要員配置を求める八王子地本集会(仮称)」に結集しよう！！④

申29号の団体交渉が進む中で、会社は以下のような回答をしています。

2018年6月27日の交渉

2018年9月20日の交渉

「時季変更権の行使によって年休が失効したという因果関係はわからない」という会社が、「因果関係がない」と判断に使用した会社の2つの資料が提示されました。これらの資料に対して会社は、「(社員が)計画的な年休使用がなされていたとは言い難い」ことや、「勤務発表前は時季変更権の行使数が多い。勤務発表後には休日出勤者を自ら探し、時季変更権が行使された年休が付与されていることがわかる。年休付与のための勤務繰配を会社がグリップ(モノをしっかり捉える事が)出来ていなかったマネジメントの問題がわかる」と説明しました。さらに「①時季変更権の行使②時季指定の数③マネジメントとの3つの複合的な課題が「年休失効」を生み出したと考えており、時季変更権を行使したことのみをもって、年休を失効したとは言えないと判断した」と回答しています。年休失効の原因は、時季指定をしなかったか、もしくは時季変更権を行使されたことが原因でしかないことを主張してきました。

「複合的な要因のわかる根拠」について求め、会社は資料を提示し、「資料から読み取れるのは年休の極端な時季指定があった。会社の要員時給が厳しい状況もあったが、改善に向けて努力してきた」と回答しました。

しかし、立川車掌区では、2018年9月の事前休勤が26名いたという現実があり、職場では「逆戻りしているように感じる」「結局は必要な要員を配置している」などの声が出されていました。



**会社は
年次有給休暇を付与する
義務がある！
そして、団体交渉に
誠実に臨むべきだ！**



時季変更権の濫用による年次有給休暇の失効を許さず
適正な要員配置を求める八王子地本集会(仮称)
2019年11月18日 18:30～ クリエイトホール5階ホール